

むつ市湯野川温泉濃々園建設基本計画作成業務委託

基本計画説明書

令和 5年 3月

株式会社 八洲建築設計事務所

目 次

《 内容 》	《 項 》	《 内容 》	《 項 》
(1) 現地調査		(3) 整備基本計画	
○ 敷地場所	1	【機械設備】	
○ アクセス	1	○ 給排水設備	11
○ インフラ	1	○ 空調設備	11
○ 温泉湯量	1	○ レジオネラ菌対策（厚生労働省より）	12
○ 温泉泉質	1		
○ 周辺施設	2	(4) 整備イメージパース	
○ 周辺環境	3	○ 外観イメージパース1（前面道路より）	13
		○ 外観イメージパース2（建物正面）	14
(2) 計画条件		○ 外観イメージパース3（露天風呂）	15
○ 計画概要	4	○ 内観イメージパース1（ホール・コワーキングスペース）	16
○ 「むつ市湯野川温泉濃々園リノベーション基本構想」の概要	4～5	○ 内観イメージパース2（休憩コーナー）	17
○ 関係法令への対応	6～7	○ 内観イメージパース3（家族浴室）	18
		○ 内観イメージパース4（男子浴室）	19
(3) 整備基本計画			
【建築】		(5) 概算事業費	20
○ 浴室、露天風呂の設置	8		
○ 渓流を鑑賞しながらの休憩、待合せスペースの設置	8	(6) 概略工程表作成	21
○ コワーキングスペース、ワーケーション対応	8		
○ 駐車場の整備（利用台数）	8	(7) 参考資料	22～23
○ 他、関連諸室の計画	8		
○ 外構整備	9		
○ 仕上計画	9		
○ 補助金の活用	9		
【電気設備】			
○ 電灯設備工事	10		
○ 動力設備工事	10		
○ 受変電設備工事	10		
○ 構内交換設備工事	10		
○ 構内情報通信網設備工事	10		
○ 監視カメラ設備工事	10		
○ テレビ共同受信設備工事	10		
○ 構内配電線路工事	10		
○ 構内通信線路工事	10		

(1) 現地調査

○ 敷地場所

青森県むつ市川内町湯野川地内

○ アクセス

1. 公共交通機関を使用の場合

大湊駅からバスで35分、JRバスで「川内町」バス停で下車

まちの駅(バス停)からバスで30分、むつ車体工業バス湯野川行きで終点下車

2. 車の場合

むつ市役所から車で約50分

川内庁舎から車で約20分

○ インフラ

1. 既設水道管32φ

2. 浄化槽新設

3. 引込柱より受変電設備へ給電

○ 温泉湯量

0.26m³/min (既存ポンプ資料による)

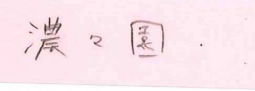
○ 温泉泉質

「温泉分析書」参照

青森検第 温-26021号

温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績)



申請者：(住所) 青森県むつ市中央一丁目8番1号 (氏名) むつ市長 宮下 宗一郎
 源泉名：湯野川2号泉(再分析)
 源泉所在地：青森県むつ市川内町湯野川18

1. 採取地における調査および試験成績
 (1) 調査および試験者：衛生検査センター 佐藤 学 (2) 調査および試験年月日：平成27年1月29日
 (3) 泉 温：54.1℃ (気温：-0.6℃) (4) 湧出量：測定不能(動力揚湯)
 (5) 知覚的試験：無色透明・無味無臭 (6) pH値：8.56

2. 試験室における試験成績
 (1) 試験者：衛生検査センター 坪谷 久志 (2) 分析終了の年月日：平成27年3月5日
 (3) 知覚的試験：無色透明・無味無臭 (4) 密度：1.0000g/cm³ (20℃)
 (5) pH値：8.50 (6) 蒸発残留物：0.856g/kg (110℃)
 (7) 電気伝導率：107mS/m

3. 試料1kg中の成分：分量および組成

(1) 陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバール (m val)	ミリバール% (m val%)
リチウムイオン(Li ⁺)	0.0	0.00	0.00
ナトリウムイオン(Na ⁺)	104.5	4.55	37.82
カリウムイオン(K ⁺)	2.6	0.07	0.58
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	0.0	0.00	0.00
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	0.1	0.01	0.09
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	148.3	7.40	61.51
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.0	0.00	0.00
マンガンイオン(Mn ²⁺)	0.0	0.00	0.00
第一鉄イオン(Fe ²⁺)	0.0	0.00	0.00
陽イオン計	255.5	12.03	100.0

(2) 陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバール (m val)	ミリバール% (m val%)
フッ化物イオン(F ⁻)	0.6	0.03	0.26
塩化物イオン(Cl ⁻)	83.7	2.36	20.07
臭化物イオン(Br ⁻)	0.1	0.00	0.00
ヨウ化物イオン(I ⁻)	0.0	0.00	0.00
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	420.4	8.75	74.40
リン酸水素イオン(HPO ₄ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	13.4	0.22	1.87
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	12.0	0.40	3.40
陰イオン計	530.2	11.76	100.0

(3) 遊離成分
非解離成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (m mol)
メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	68.1	0.87
メタホウ酸(HBO ₂)	2.2	0.05
非解離成分計	70.3	0.92

(4) その他微量成分

総ヒ素	0.050 mg/kg
銅イオン	<0.01 mg/kg
鉛イオン	<0.01 mg/kg
カドミウム	<0.005 mg/kg
総水銀	<0.0005 mg/kg
亜鉛	<0.005 mg/kg

溶存物質(ガス成分を除く)：0.856g/kg

溶存ガス成分

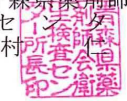
成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (m mol)
遊離二酸化炭素(CO ₂)	1.2	0.03
遊離硫化水素(H ₂ S)	—	—
溶存ガス成分計	1.2	0.03

成分総計：0.857g/kg

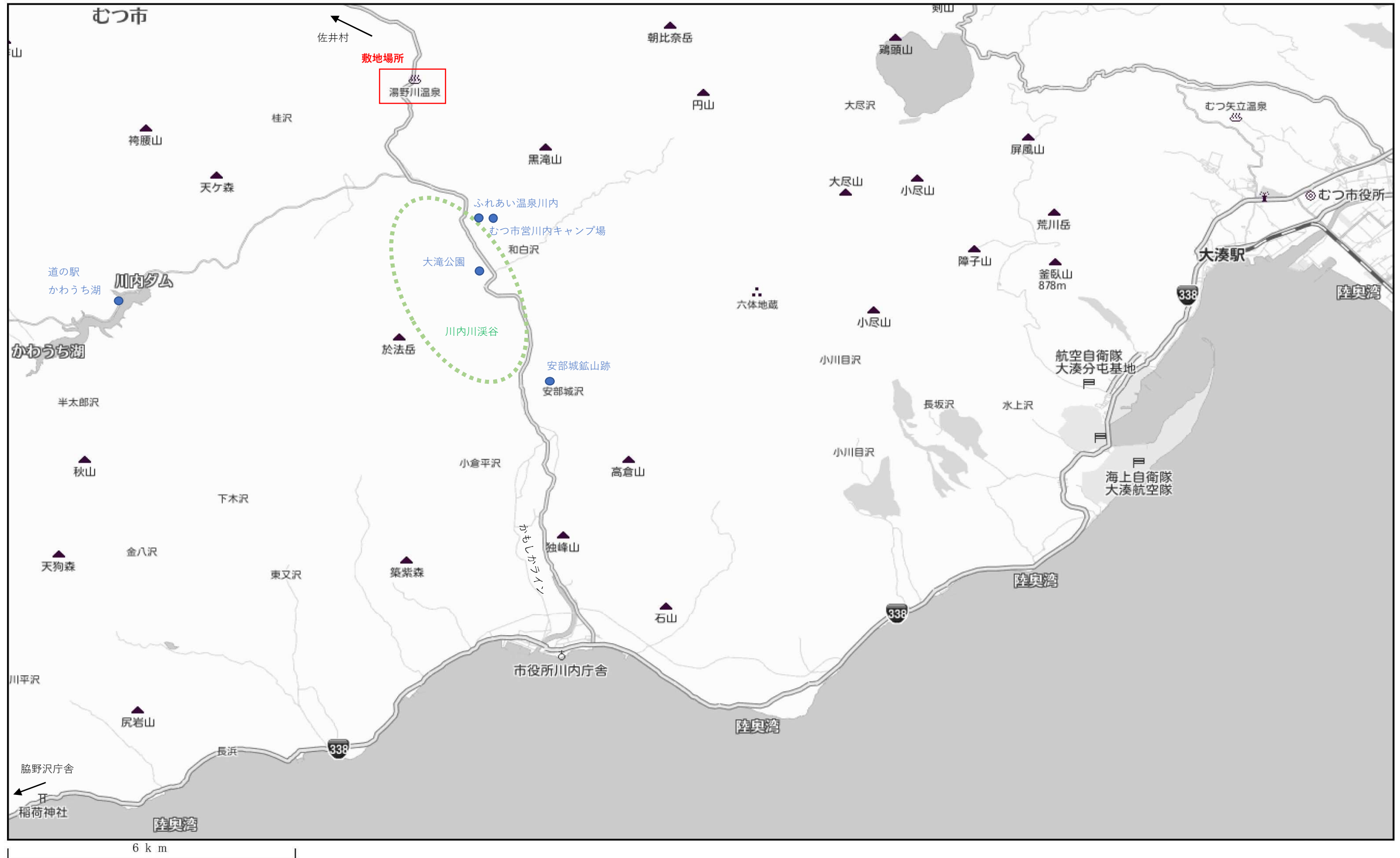
4. 泉 質：アルカリ性単純温泉(低張性アルカリ性高温泉)
 5. 禁忌症・適応症は別表に示す。

平成27年3月5日

登録番号 青森県第2号
 青森市大字野木字山口164番43
 一般社団法人 青森県薬剤師会
 衛生検査センター
 所長 川村 宗一郎



○ 周辺施設



○ 周辺環境



(2) 計画条件

○ 計画概要

本計画は、むつ市川内町湯野川地区において地域資源である温泉を活用した観光振興と地域住民の休養を目的として開設され、令和2年より施設の老朽化に伴い休館しているむつ市湯野川温泉濃々園のリボーン化（再生）と、新たな観光拠点整備に向けた基本計画を策定するものである。

策定に当たっては「むつ市湯野川温泉濃々園リボーン化基本構想」にも基づき計画条件を整理し、適正な規模、施設のイメージ、整備内容について検討します。

○ 「むつ市湯野川温泉濃々園リボーン化基本構想」の概要

令和3年度「ワーケーショントライアル」を実施



「地域プレーヤーの意識改革」「地域課題の認識の共有」

地域団体設立（Rebornかわうち実行委員会）

休館中の「湯野川温泉濃々園」を拠点として整備する計画

○ 濃々園に求められる2つの機能

1. デジタル化やアウトドアの需要に対応し、地域が誇り、活用できる施設

- ・新たなニーズへの訴求・集客機能
- ・広域観光の拠点

2. 地元住人が求める公衆機能を満たす

- ・適切な規模で新温泉施設

○ 事業の目的

下北広域周遊観光促進のための「観光拠点施設」だけではなく

「何度でも行きたい、自分も地域の一員」となるような「異日常」体験を提供できる施設

○ 整備コンセプト「湯の川で繋がる生活」

- | | | | | |
|-----|---|------------|---|-----------------------|
| 生きる | = | 日常に溶け込む | → | 人々が誇りに思う施設 |
| 活かす | = | 新たなニーズへの訴求 | → | 魅力的な新機能、
「関係人口」の構築 |
| 繋がる | = | タテとヨコの繋がり | → | 「交流人口」との繋がる場 |

○ 利用者の想定（ターゲット）

① 川内地区の日帰り入浴客（公衆浴場の利用（年間））より想定

濃々園	15,941 人/年	(H31年度)
ふれあい温泉川内	19,073 人/年	(R3年度)
合計	35,014 人/年	
想定	35,014 ÷ (365日-52(週1休)) =	111.866 人/日
営業時間	9:00~19:30	10.5 時間
毎時最大浴場利用人数	111.866 ÷ 10.5 =	10.6539 人
男女比 50:50 とした場合		5.3270 人
		≒ 6 人

② 下北地区のチョイ遠出日帰り入浴客（週1の温泉利用）

付近観光地への来客人数（年間）より想定		
川内川溪谷	8,390 人/年	(R3年度)
道の駅かわうち湖	13,454 人/年	(R3年度)
合計	21,844 人/年	
内、濃々園まで足を延ばす来客数を1割程度と想定すると	21,844 ÷ 10 =	2,184 人/年
想定	2,184 ÷ (365日-52(週1休)) =	6.978 人/日
営業時間	9:00~19:30	10.5 時間
毎時最大浴場利用人数	6.978 ÷ 10.5 =	0.66457 人
男女比 50:50 とした場合		0.3323 人
		≒ 1 人

内湯規模を想定する人数は、①、②の想定される人数により

毎時最大浴場利用人数	11.3185 人
	≒ 12 人
各男女内湯規模算定の人数	7 人

- ③ ツーリング客+キャンパー（自動車、バイク、自転車等）
川内キャンプ場の利用者数、かもしかラインの交通量 **不明**

駐車場の整備（利用台数）

バーベキューエリア、簡易炊事場、ゴミ置き場、公衆便所の整備

※敷地面積にも制限があるため、出来る限りのスペースを確保

駐車場は「毎時最大浴場利用人数」を考慮確保（車椅子利用者スペース含む）

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 12 \text{ 人}$$

$$\text{家族単位 } 2\sim 3\text{人で想定 } 12 \div 2\sim 3\text{人} = \mathbf{6\sim 4 \text{ 台分}}$$

※駐車台数を確保するためには、RVパークを設置する必要があるか検討が必要

- ④ 休憩スペース（テレワーク・ワーケーション兼用）
コワーキングスペース、ワーケーション対応 無料wifi設備設置を検討
動画編集作業程度のスペース
WEB会議が可能な個室の整備

休憩スペースは「毎時最大浴場利用人数」の5割程度を考慮

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 12 \text{ 人} \times 0.5 = \mathbf{6 \text{ 人分}}$$

上記の人数より、浴槽、脱衣室、洗い場面積、浴槽内面積及び
コワーキングスペース、駐車台数を想定し、施設を計画します。

○ 関係法令への対応

1. 建築基準法

建物用途 : (区分08230) 公衆浴場
 構造・規模 : 木造平屋建て、延床面積302.67㎡
 建築場所 : 青森県むつ市川内町湯野川地内
 敷地面積 : 1,516㎡
 都市計画 : 都市計画区域外
 用途地域 : 指定なし
 防火地域 : 指定なし
 法22条地域 : 指定なし
 建ぺい率 : 指定なし
 容積率 : 指定なし
 前面道路 : 市道

法6条	確認申請	特建100㎡超、木造3以上の階or高さ13m若しくは軒高9m超、木造以外2以上の階or延床200㎡超、都市計画区域内の建築物	適用
法22条	屋根の構造	大臣が定めた構造方法又は大臣認定	
法23条	外壁	木造建築物等で延焼の恐れのある部分は大が定めた構造方法	
法24条	木造建築物等の外壁	法22条1項の区域内にある木造建築物等の特殊建築物で各号に該当するものは、外壁及び軒裏で延焼部分は防火構造とする	
法25条	大規模木造の外壁	1000㎡超木造建築物等の延焼部分は外壁及び軒裏で防火構造、屋根は不燃でつくり又ふかなければならない。	
法26条	防火壁	1000㎡超建築物は防火壁で1000㎡以内の区画(耐火・準耐火を除く)	
法27条	耐火要求	(別表第1(4)用途)3階、床面積3,000㎡以上 → 耐火建築物 2F-500㎡以上 準耐火構造	その他の建築物
法28条	採光・換気	居室には採光窓 寝室・保育・訓練室等1/7以上、談話・娯楽1/10以上確保	適用
		居室には換気のための窓を床面積に対し1/20以上確保	適用
法28条の2	石綿	建築材料にクロロピリホス、第一種ホルムアルデヒドは使用しない	適用
		第二種、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料使用の場合、面積、換気方法に規定有り	適用
法30条の2	界壁	長屋または共同住宅の各戸には小屋裏又は天井裏に達する界壁	
法33条	避雷設備	高さ20mを超える建築物には避雷設備を設ける	
法35条	避難誘導	別表第1(1)～(4)の特殊建築物、階数が3以上の建築物、採光・排煙無窓の居室を有する建築物、延べ面積1,000㎡以上の建築物には避難設備を設ける	適用

令119条	廊下幅	小学校、中学校、高校の児童又は生徒用：両側居室2.3m、その他1.8m 病院患者用、共同住宅の共用廊下、3室以下居室200㎡超：両側居室1.6m、その他1.2m	適用
令125条	屋外への出口	避難階の階段から屋外への出口、居室から屋外への出口は令120条の数値の2倍以下	適用
令126条の2	排煙設備	別表第1(1)～(4)の特殊建築物で延床500㎡超、階数が3以上の建築物で延床500㎡超、排煙無窓の居室・延床1000㎡超の建築物の居室で床面積200㎡を超えるものには排煙設備を設ける(高さ31m以下で100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものは除く) 以下、この限りでない ・別表第一(2)項、準耐火の床・壁・防火設備で区画され、床面積が100㎡以内 ・学校、体育館、スポーツの練習場 ・階段、昇降路 ・機械製作工場、保管倉庫の用途で主要構造部が不燃材料で造られた構造 ・階避難安全検証法、全館安全検証法	適用
令126条の4	非常用照明	別表第1(1)～(4)の特殊建築物の居室、階数が3以上の建築物で延床500㎡超の居室、採光無窓の居室、延床1000㎡超の建築物の居室及び廊下、階段に設ける 以下、この限りでない ・戸建住宅、長屋、共同住宅住戸 ・病院の病室、宿泊室、ホテルの寝室 ・学校等 ・国交省大臣が定めるもの	適用
令128条	敷地内通路	避難階段、125条出口から道又は公園に通ずる幅員1.5m以上の通路を設ける	適用
法35条の2	内装制限	特殊建築物、階数が3以上の建築物、排煙無窓の居室を有する建築物、延べ面積1,000㎡以上の建築物、火を使用する設備を設けた室には内装制限有り(学校用途は除く)	適用
令128条の4	内装制限	別表第一(4)項 その他の建築物：床面積200㎡以上	適用
法35条の3	無窓居室の主要構造部	採光無窓の居室を区画する主要構造部は耐火構造又は不燃材料としなければならない、別表第1(1)用途は除く	適用
令21条	居室天井高さ	2.1m以上	適用
令22条	居室の床高さ	最下階の居室の床が木造の場合、地面から45cm以上、300cm ² 以上の換気孔、床下をコンクリートした場合を除く	

2. 消防法

施設用途 : 非特定用途防火対象物 (4) 項 公衆浴場
必要な消火設備

消火器	150㎡	○
漏電火災警報機 (ラスモルのみ)	300㎡	×
自動火災報知設備	300㎡	○
屋内消火栓設備	700㎡	×
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡	×
誘導灯	全部	○

3. 建築物省エネ法

延床面積200㎡以上の非住宅のため、適合義務あり
一次エネルギー消費量1.0以下とすること

4. バリアフリー法

延床面積2,000㎡未満のため、適合義務無し
ただし、多数の者が利用する建築物である特定建築物に該当するため、
建築物移動等円滑化基準への適合努力義務あり

5. 環境基本法

・ 水質汚濁防止法

排水量1日当たり50立方メートル以上の施設に適用
暫定排水基準

ほう素 : 500mg/l

ふっ素 : 15mg/l又は50mg/l

※ 河川へ放流の場合、河川管理者に確認が必要と思われます。

6. 温泉及び公衆浴場施設 関連法令

施設設置の際は下記の法令に準拠し、自然環境課及び保健所等との
協議が必要

- ・ 温泉法
- ・ 温泉法施行令
- ・ 温泉法施行規則
- ・ 温泉掘削許可申請手数料等徴収条例
- ・ 青森県温泉法施行細則
- ・ 青森県温泉保護対策要綱 (要配慮地域区域図 (薬研 湯野川 恐山 下風呂))

- ・ 公衆浴場法
- ・ 公衆浴場法施行規則
- ・ 青森県公衆浴場法施行条例
- ・ 青森県公衆浴場法施行規則
- ・ 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例
- ・ 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則

7. その他

- ・ 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
川内川流域保全計画
湯野川に放流する際は、上記の基準に準拠

- ・ むつ市湯野川温泉濃々園条例
条例の内容の見直しが必要

(3) 整備基本計画

【建築】

○ 浴室、露天風呂の設置

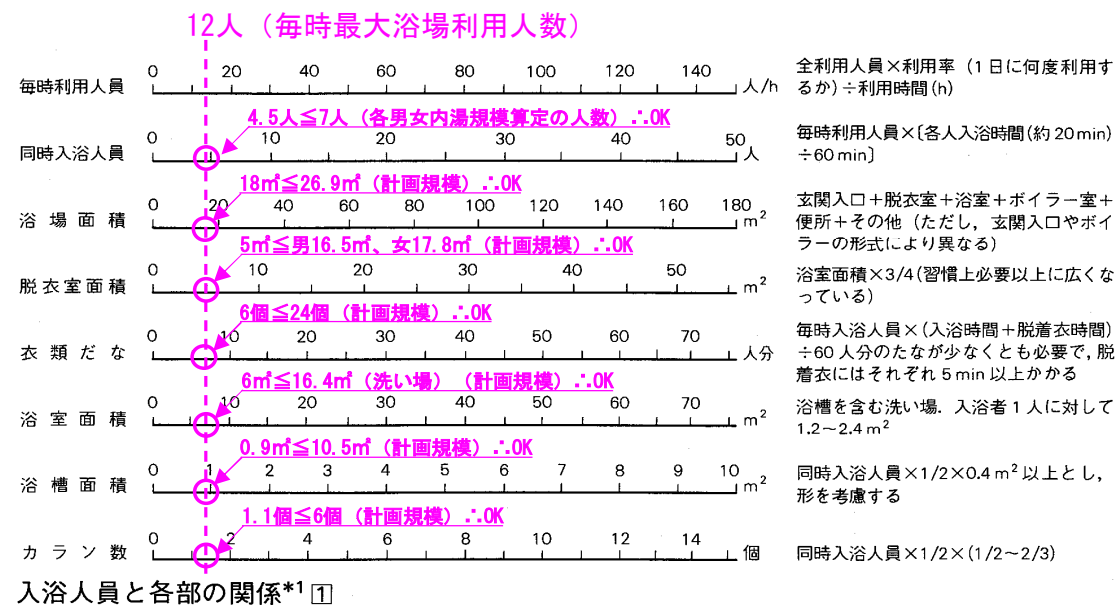
湯野川の溪流沿いに「浴室」「露天風呂」を設置し、これまでも地域住民の利用及び観光客が自然環境を感じながらリラックスでき、コミュニケーションが活性化される、温泉施設を計画します。

- ・ 利用人数による内湯規模（浴槽、洗い場数）の設定

※計画規模

浴場 26.9㎡（平面図より） 浴槽 10.5㎡（平面図より）
 洗い場 16.4㎡（26.9-10.5㎡） カラン数 6個
 脱衣室 男子16.5㎡、女子17.8㎡ 脱衣箱（カゴ）数 8×3段=24個

「資料集成」に基づき算定



・ 内湯面積の検討

右の表より、使用可能人数を算定

浴槽 10.5㎡ ÷ 0.4 = 26人

※同時入浴人数は、26人利用可能

	座式	立式
幅 (cm/人)	45~60	45~60
奥行 (cm/列)	80~90	45~55
面積 (m ² /人)	0.4~0.5	0.2~0.3
深さ (cm)	65~66	100~110
貯湯量 (ℓ/人)	260~330	200~280

浴槽内での個人所要寸法と貯湯量

「公衆浴場における衛生管理要領等について」に基づき算定

- ・ 浴槽内面積（毎時最大浴場利用人数（男女各）×10/60×0.7㎡×1.2）
 $7人 \times 10/60 \times 0.7 \times 1.2 = 0.98㎡ \leq 10.5㎡$ （計画面積）∴OK

- ・ 洗い場面積（毎時最大浴場利用人数（男女各）×20/60×1.1㎡×1.5）
 $7人 \times 20/60 \times 1.1 \times 1.5 = 3.8㎡ \leq 16.4㎡$ （計画面積）∴OK

- ・ カラン数（毎時最大浴場利用人数（男女各）×20/60）
 $7人 \times 20/60 = 3個 \leq 6個$ （計画個数）∴OK

- ・ 脱衣室面積（毎時最大浴場利用人数（男女各）×20/60×1.1㎡×1.5）
 $7人 \times 20/60 \times 1.1 \times 1.5 = 3.8㎡ \leq 16.5㎡$ （計画面積）∴OK

- ・ 脱衣箱（かご）数（毎時最大浴場利用人数（男女各）×50/60）
 $7人 \times 50/60 = 6個 \leq 8 \times 3段 = 24個$ （計画個数）∴OK

- 溪流を鑑賞しながらの休憩、待合せスペースの設置
 湯野川の溪流沿いに「ベランダ」を設置し、県道川内佐井線（かもしかライン）を通行するドライバーの休憩場所を用意します。
 ベランダに繋がる「コワーキングスペース」「ホール」は待合せスペースとしても利用可能です。

- コワーキングスペース、ワーケーション対応
 (2) 計画条件により 6人分 $\times 0.6坪 (1.98㎡) = 11.88㎡$
 $\leq 19.87㎡$ （計画規模）

- 駐車場の整備（利用台数）
 (2) 計画条件により 一般車 2.5×3.0m × 5台分
 車いす利用者 3.5×3.0m × 1台分

- 他、関連諸室の計画
 休憩コーナー： 温泉の湯上り休憩場として利用します。
 周辺の新緑及び民家のたたずむ風景を鑑賞しながら、リラックス出来る場とします。
 事務室・湯沸室： 休憩コーナー利用者も可能な位置とします。
 コワーキングスペース： 旅先での画像編集やメールの送信など、気軽にWi-fi環境が利用できる場とします。
 個室ブースを設け、少し集中したい時間やWeb会議等に対応したスペースを用意します。

○ 外構整備

- ・ 歩道側の親水広場の活用

既存歩道沿いにある親水広場を活用し、周辺の自然環境を利用した観光施設及びRVパークを計画します。

RVパークは「日本RV協会が設定した条件」に基づき整備します。

- ・ 公衆便所の整備

建物に設置する便所を閉館時でも利用可能な造りとし、24時間利用可能とします。

- ・ バーベキューエリア、、ゴミ置き場、公衆便所の整備

東側歩道付近はバーベキューコーナーを用意し、RVパーク利用者及び親水広場の利用者が利用できるよう整備します。

(簡易炊事場、散水栓の設置)

※ **RVパークの整備（日本RV協会が設定した条件）**

1. 4m×7m程度の駐車スペース
2. 一週間程度の滞在が可能
3. 24時間利用可能なトイレ
4. 100V電源が使用可能
5. 入浴施設が施設内、または15km圏内にある
6. ゴミ処理が可能
7. 入退場制限が緩やかで予約が必須ではないこと
8. RVパークの看板を設置すること

一般社団法人日本RV協会 協会概要

平成6年3月に日本各地（一部海外）のキャンピングカー関連事業社により発足し

「RV産業の総合的な発展と、消費者の安全および活動環境の充実を図ること」を

目的に、現在約140社の正会員および4社の賛助会員により構成され、活動している団体

<https://www.jrva.com/organization/activities.html>

○ 仕上計画

基本方針

清潔で明るく耐久性に富み、経済的な材料を選択します。

地域性に合致した材料を選択します。

利用者の特性を踏まえ、メンテナンス性に優れた材料を選択します。

- ・ 外装計画

屋根（無落雪） 長尺ガルバリウム鋼板t=0.4 立平葺（樋設置）

外壁 窯業系サイディングの上にジョリパッド仕上（土壁調や砂壁調仕上塗料）

開口部 アルミ製建具

- ・ 内装計画（主要室）

	床仕上	壁仕上	天井仕上
ホール	磁器質タイル	木板張り 一部、磁器質タイル	ロックウール吸音板
廊下	フローリング	木板張り	ロックウール吸音板
休憩コーナー	カーペット敷き	クロス貼	クロス貼
トイレ	長尺塩ビシート	木板張り	ロックウール吸音板
脱衣室	長尺塩ビシート	木板張り	ロックウール吸音板
浴室	磁器質タイル	磁器質タイル 一部、バスリブ	バスリブ
機械室	エポキシ樹脂塗膜塗り	石膏ボード素地	石膏ボード素地
簡易炊事場	コンクリート刷毛引き	外壁に同じ	木板張り

- 補助金の活用

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業

- ・ 利用した温泉の排水を利用して床暖房又はロードヒーティングに利用する方法について、施設整備に取り入れることを計画します。

- ・ (2) 温度差エネルギー利用（海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの）熱供給能力0.10GJ/h（24Mcal/h）以上」が対象

【電気設備】

○ 電灯設備工事

屋外受変電設備により屋内電灯分電盤までケーブル電線管配線方式とし、分電盤からの負荷設備へ電源供給を行います。

- ・ 電気方式
一般電灯 AC単相3線100/200V EM-CET

電灯分電盤より照明器具、配線器具等への配線設備とし、天井内はケーブル配線工事とします。照明の点滅は個別方式としそれぞれにて操作可能とします。

- ・ 分電盤 壁面埋込型
- ・ コンセント 連用形大角形
- ・ スイッチ 連用形大角形

一般照明器具はLED器具等の省エネルギー・高寿命ランプを使用した器具とします。

便所・廊下等については人感センサーによる点滅制御を行いません。

各部屋の設計照度は、青森県営繕設備設計要領・建築設備設計基準及びJIS照度基準により適正な照度を確保します。

非常照明は電源内蔵型とします。

○ 動力設備工事

屋外受変電設備により屋内電灯分電盤までケーブル電線管配線方式とし、分電盤からの負荷設備へ電源供給を行います。

- ・ 電気方式 一般動力 AC三相3線200V EM-CET
- ・ 動力盤 自立又は壁掛式

○ 受変電設備工事

屋外型とし下記の構成とします。

1. 高圧受電盤 主開閉器LBS 3P200A
2. 低圧配電盤 単相トランス30KVA+三相トランス50KVA収納

○ 構内交換設備工事

事務室へ固定電話用配線ホールへ公衆電話用配線を設備します。

電話機は別途工事とします。

○ 構内情報通信網設備工事

事務室・ワーキングスペース・個室にてネットワーク接続用のLANエンジェージャックを設置します。無線LAN範囲も同様のエリアをカバーする計画とします。

○ 監視カメラ設備工事

防犯用としてホール、休憩コーナー、駐車場を警戒する防犯カメラを設置します。モニターやレコーダーは事務室へ設置します。

○ テレビ共同受信設備工事

アンテナを設置し分岐、分配器を経て各端末整合器までの配線を行います。

1. UHFアンテナ
2. CSBSアンテナ

テレビ機器類はデジタル放送対応としCS対応型を使用します。

直列エントはF型×1端子型とします。

○ 構内配電線路工事

敷地境界より地中埋設配管を經由して建物内設備へ引込むものとします。

屋外配管は、波付硬質合成樹脂管(FEP)を使用し、立上り部分は厚鋼電線管とします。

外灯は駐車場及び露天風呂付近に配置する計画とします。

- ・ 配線 EM-CE-Tケーブル
- ・ 屋外灯 LED光源・ポール4.5m
- ・ RVパーク用電源設備

○ 構内通信線路工事

電話及びネットワーク配管の屋外配線配管部分とします。

屋外配管は、波付硬質合成樹脂管(FEP)を使用し、立上り部分は厚鋼電線管とします。

【機械設備】

○ 給排水設備

A. 衛生器具設備

- ・大便器は洋風とし、暖房洗浄便座を標準とします。
- ・小便器は自動感知FVとします。
- ・洗面器は湯水混合水栓とし、脱衣室はシングルバー式
トイレは自動水栓とします。
- ・車いすトイレはオストメイト対応器具を設置します。

B. 給水設備

- ・各衛生器具には上水を接続します。(簡易炊事場水栓含む)
- ・上水は加圧コネクションを考慮して、受水槽+ポンプ圧送方式とします。
- ・BBQエリア及び駐車場付近に散水栓を設けます。
- ・源泉の稀釈は井水を使用します。

C. 給湯設備

- ・シャワーへの給湯はヒーターにて加温した給湯を使用します。
- ・洗面器及び流しへの給湯は、各器具の下部へ設置の小型
電気温水器より給湯します。
- ・源泉の稀釈は井水を使用します。
- ・浴槽貯水用と源泉かけ流し用の2本とします。

D. 排水設備

- ・建物内外は合流方式とし、浄化槽を経由して河川へ
放流します。
- ・浴室内の排水は全て排湯槽を経由し河川へ放流します。

○ 空調設備

A. 空調設備

- ・全体の冷暖房は空冷式ヒートポンプパッケージとします。
- ・トイレ等水廻りは電気パネルヒーターとします。
- ・冬季の補助暖房として源泉を利用して床暖房とします。
- ・ロードヒーティング用として源泉排湯を利用します。

B. 換気設備

- ・居室系統は全熱交換器を設置します。
- ・その他(トイレ等)系統は3種換気方式とします。

○ レジオネラ菌対策（厚生労働省より）

維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要です。

1. 浴槽水は、少なくとも一年に一回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合などは浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い為、検査の頻度を高めること。
2. 浴槽水は、毎日、完全に換えることが原則であり、これにより難しい場合であっても、浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも一週間に一回以上完全に換えること。その際、換水のみでは十分ではなく、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しない限り、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染を防止できないことに留意すること。
3. ろ過器内は、湯水の流速が遅くなり、最も生物膜や汚れ等が付着しやすい場所であるため、一週間に一回以上、ろ過器内に付着する生物膜等を逆洗浄等で物理的に十分排出すること。併せて、ろ過器及び浴槽水が循環している配管内に付着する生物膜等を適切な消毒方法で除去すること。
また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
4. 回収槽の水をやむを得ず浴用に供する場合は、回収槽の壁面等の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を消毒すること。
5. 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用することが一般的であるが、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度は、常に一定ではなく、入浴者数、薬剤の注入時間及び注入速度等により大きく変動するため、濃度は頻繁に測定して記録し、通常1Lにつき0.2～0.4 mg程度に保ち、かつ、最大で1Lにつき1.0mgを超えないように努める等 適切に管理を行うとともに、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
なお、ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。さらに、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。
6. 貯湯槽は、湯温を六十度以上に保つなど貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。
また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
7. 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日、完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
8. 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように、脱衣室等の入浴者の見やすい場所において、浴槽に入る前には身体を洗うこと等の注意を喚起すること。
9. 給湯設備における衛生上の措置に関する基本的考え方 給湯設備を発生源とするレジオネラ症は、国内では給湯設備が原因と推測される院内感染が報告され、海外では集団感染した事例もあることから、感染源として留意することが必要である。
給湯設備においては、湯温の制御レジオネラ属菌による汚染を防止する上で最も必要である。また、湯水が貯湯槽や給湯のための配管内で滞留することによってレジオネラ菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、特に、循環式の中央式給湯設備においては、同設備に湯水が滞留することを防止するための措置を講ずることが必要である。
10. 構造設備上の措置 貯湯式の給湯設備や循環式の中央式給湯設備を設置する場合は、貯湯槽内の湯温が六十度以上、末端の給湯栓でも五十五度以上となるような加熱装置を備えることが必要である。
また、滞留水を排水できるよう貯湯槽等には排水弁を設置するとともに、循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するよう流量弁等を設置することが必要である。
11. 維持管理上の措置貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、一年に一回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。
また、循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁を適切に調整することが必要である。

(4) 整備イメージパース

○ 外観イメージパース1 (前面道路より)



○ 外観イメージパース2 (建物正面)



○ 外観イメージパース3 (露天風呂)



○ 内観イメージパース1 (ホール・コワーキングスペース)



○ 内観イメージパース2 (休憩コーナー)



○ 内観イメージパース3 (家族浴室)



○ 内観イメージパース4 (男子浴室)



(6) 概略工程表作成

項目	適用	令和6年度(2024年)												令和7年度(2025年)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発注者																									
工事契約		業者選定・入札					業者選定・入札					業者選定・入札													
業務委託																									
関連資料作成業務		業務期間 2.0ヶ月					業務期間 3.0ヶ月																		
設計図書整理、単価入替		解体工事					新築工事																		
確認申請等手続き																									
I 【解体】																									
解体工事 諸準備・仮囲い等		現場事務所・仮囲い等																							
直接仮設工事																									
内装解体工事																									
躯体解体工事																									
外構工事																									
II 【新設】																									
建築工事 諸準備・仮囲い等							工事期間 7.0ヶ月																		
直接仮設工事							現場事務所・仮囲い・材料搬入手配等																		
〃							外部足場																		
基礎工事							内部足場																		
躯体工事							基礎工事																		
建具工事							製作図・製材 建て方																		
外装工事							外部建具 内部建具																		
内装工事							屋根・外壁工事																		
設備工事 電気・機械							軽量下地、下地ボード、仕上げ																		
外構工事							材料手配、施工図作成等																		
							配管・機器設置等																		
							試運転調整																		

(7) 参考資料

「公衆浴場における衛生管理要領等について」 抜粋

別添 2 公衆浴場における衛生等管理要領

I 総則

第 1 目的

この要領は、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場における衛生等の向上及び確保を図ることを目的とする。

第 2 適用の範囲及び用語の定義

1 この要領は、公衆浴場及び浴場業を営む者について適用する。

2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。

(1) 「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。

(2) 「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、以下に分類される。

1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの

2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの

3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの

4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの

5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの

6) その他のもの

(3) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

(4) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

(5) 「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(6) 「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

ジオネラ属菌等の微生物汚染を除去できない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたらば直ちにそれを除去しなければならない。ろ過器に次いで、配管は生物膜の形成場所となりやすいため、設計施工時に配管を最短にする、図面等により配管の状況を正確に把握し、既存の不要な配管を除去する等の対応が必要である。

気泡発生装置等を設置した浴槽や打たせ湯、シャワー等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい。連日使用している浴槽水を気泡発生装置等を設置した浴槽で使用しない、打たせ湯等には再利用された浴槽水を使用しない等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らさなければならない。

新規営業開始時や休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いため、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。

II 施設設備

第 1 一般公衆浴場

1 施設全般

(1) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。

(2) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。

(3) 施設内の採光、照明及び換気が十分行うことができる構造設備であること。

2 下足場

はきものを安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

3 脱衣室

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。

(2) 脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員 × 20 ÷ 60 × 1.1 平方メートル × 1.5

- (注) 毎時最大浴場利用人員……おおむね、平均人員の2倍
20……着脱衣、休憩等に要する時間(分)
- 1.1 平方メートル……入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積
1.5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積
- (3) 床面は、耐水性の材料を用いること。
- (4) 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。
なお、脱衣箱(かご)の数は、次により算出される数以上であることが望ましいこと。
毎時最大浴場利用人員 × 50 / 60
(注) 50……浴場利用時間(分)
- (5) 開放できる窓又は換気設備等を有すること。
- (6) 洗面設備を設けること。
- (7) 洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、脱衣室の機能に支障を来さない場所とすること。
- (8) 洗濯機を設置する場合には、専用の排水口を設けること。
なお、ドライクリーニング用洗濯機を備えないこと。
また、乾燥機を設置する場合には、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造であること。

4 浴室

- (1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
- (2) 浴室の床面、周壁(床面から1m以上)及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
- (3) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね100分の1.5以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。
- (4) 浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。
また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。

- (5) 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。
毎時最大浴場利用人員 × 20 / 60 × 1.1 平方メートル × 1.5
(注) 20……洗い場使用時間(分)
1.1 平方メートル……入浴者1人当たりの洗い場使用面積
1.5……通路等に要する面積の係数
- (6) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水(湯)栓、洗い桶及び腰掛を備えること。
なお、給水(湯)栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数(組)以上であることが望ましいこと。
毎時最大浴場利用人員 × 20 / 60
(注) 20……洗い場使用時間(分)
- (7) 給水(湯)栓は他の組の中心点との距離がおおむね70cm以上であること。
なお、90cm程度の間隔が望ましいこと。
- (8) 洗い場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。
- (9) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。
毎時最大浴場利用人員 × 10 / 60 × 0.7 平方メートル × 1.2
(注) 10……浴槽使用時間(分)
0.7 平方メートル……入浴者1人当たりの浴槽使用面積
1.2……浴槽内の踏段、注(湯水)口等に要する面積の係数
- (10) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上(15cm以上が望ましいこと。)の適当な高さを有すること。
また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであることが望ましいこと。
- (11) 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造であること。
ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。